

議 長	<p>続いて、圓山議員の一般質問を行います。8番圓山議員。</p>
8番 圓山議員	<p>通告順に従いまして、一般質問をさせていただきます。</p> <p>まず1番目、有害鳥獣対策について尋ねるものであります。いろいろ努力をして、鳥獣対策をしておられるようでございますが、その中で最も効果があったものを事例として伺いたいと思います。</p> <p>2番目、空き家対策について。定住対策の一環として空き家対策に取り組んでいる中で、所有者の権利主張が当然あるわけではあります、管理義務を求めたいような状況のものも感じております。境港市のような空き家条例を制定し適切管理をするというふうな、また所有者の責任を明確にする必要があると思っておりますが、この辺の見解をお尋ね致します。</p> <p>3番目、保安林と文化財について見解を確認したいと思っております。町が所有する円山は保安林であり、その中に地域の資源ともいえる文化財が存在しているわけではあります、その管理責任は誰がどのようにしているのか。また、今後どういうふうにしたいのか、どうするつもりか具体的に尋ねたいと思います。以上です。</p>
議 長	<p>それでは、圓山議員の質問のうち、1項目目の「有害鳥獣対策について尋ねる」に対する答弁をお願い致します。番外谷川産業振興課長。</p>
番外谷川産 業振興課長	<p>それでは、第1項目目「有害鳥獣対策で最も効果があったと思われる事例について」あります。</p> <p>川本町内でも、生産者の方々がそれぞれ工夫をされて取り組んでおられると思われま。檻の設置であったり、電気牧柵や柵の設置等に併せて追い払い等の対策がとられており、複合的な対策が効果的ではないかと考えております。そういった中で、効果が検証されている事例としては、県中山間地域研究センターが実施した、中倉地区や市井原地区での集落ぐるみでの対策で実績が上がったとの報告があります。また、3月8日に島根県主催で開催された「鳥獣被害対策研修会」の中での「集落ぐるみ獣害（サル）対策の成功例」として三重県での取組事例が報告されていますが、取組内容についてはほぼ同じような方法による取組事例と言えます。中倉地区の場合、中山間センターのデータによりますと、平成22年の出沒件数約100件が平成24年約30件に減ってきているとの報告もあります。取組前は農作物被害も甚大な状況で有りましたが、センターの協力により、平成20年から集落ぐるみでの追い払いに取り組んでおられます。集落を点検し、出沒箇所を確認し、サルを誘引する無意識の餌場としての不要果樹、ひこばえ、野菜残渣捨て場を確認し除去し、出沒を確認したら出来るだけ複数人で花火などによる徹底した追い払いを行う。離れザルについては銃器などによる、有害捕獲などを続けてきており、被害が減ってきているとの報告があります。</p>

番外谷川産
業振興課長

最近では、ロケット花火に変えて煙火による追い払いも有効だと聞いております。

議 長

再質問ございますか。8番圓山議員。

8番
圓山議員

おそらく特効薬は無いのですが、予算書の中を見ますと捕獲奨励金、捕まえてサル1頭いくら、イノシシ1頭いくら、っていう数字が際立って見えました。そうじゃなくてもっと違うところに有害鳥獣の予算が動いているかなと思えば悲しいかな、そうじゃなかったようであります。3月8日のマルチホールであった講習会、研修会へ私も行きました。三重県の事例が発表されて良いなと正直思いました。ただ参加されていた人数が150人ぐらい、邑智郡全域、たいへんに集まっておられまして、その時の説明で12時までには講演会をやります。お昼時間を1時間挟みます。それから後、また1時に集まって下さい。僕はその150人が何処で昼食を食べるのかなと要らん心配をしました。その説明があったのが当会館の中にも音戯館という食堂がありますが、そっちも使って下さい。後は町の中へ出られても食堂はありますからと言われたのですが、私、行ってみました。音戯館も行ってみたり町内の食堂へも顔を出しました。殆ど見ませんでした。10人、20人は弁当を持ってきておられる方がいらっしやましてね、その方は20人ぐらい。あと100人は何処で食事をされたのかなと思うのですがね。これは余談でございますので宜しゅうございます。というふうにやっぱり或る意味で川本町でも150人の食事が出来る、そういう配慮も併せてやれば別な意味で良かったかなと、これは余談でございます。その中で三重県のちょうど私も講演を聞きまして一番成果があったんだろうと思うのは、やっぱり檻の捕獲というところに注目致しましてね。従来ある檻というのは、この中にどうもワイヤーが貼ってあって、餌がぶら下がっている。それに触るとパタンッと落ちるというふうな物なのだそうですが、その中で発表されていたのは、そうじゃない。もうカメラで監視していて完全に餌付けしているんですね、その中で。それでいちばんたくさん入った時に遠隔操作でシャッターを下ろすというふうな設備のついた大きな檻で、中には20頭、30頭入った記録を見ましたが、何でそういうふうな事まで行政が中心となって先に立ってやってもらえないのかなと、おそらくそういう事が出来る候補地は町内には随分あると思います。個々の猟友会とか小さな組織に任せるのではなくて、町が今年をあそこを重点的にやろうとかね、おそらく随分あちこちあるんじゃないかと思いますが、その辺については如何でしょうか。

議 長

番外谷川産業振興課長。

番外谷川産
業振興課長

議員、仰るとおり町として囲い罟等でやった事はありません。今やっておりますのは檻、サルについては6基ぐらい有ると思いますけど買った物を貸

番外谷川産業振興課長 し出しているという事でございます。その囲い罫に付きましても現在、駆除班の皆さんにもいろいろお願いしている分もありますので、そういった部分と調整しながら方法については検討していく価値もあろうかと思っております。

議 長 はい、再質問ありますか。8番圓山議員。

8番圓山議員 捕獲頭数等々を見ますと可成り成果が有ると思っておりますが、更にその上にそういう事も行政が中心となってやっていただきたいと思っております。もうひとつ集落単位で地域全体で取り組んでいる中倉地区等々の仰るのは緩衝帯、近隣の山を伐採して有害鳥獣の出入りが出来にくくなる、監視がし易くなるというような目的だろうと思うのですが、確かに100匹が幾らですか、随分30件ぐらいに減ったというふうに言われますが、確かに成果は有るんだと思います。ただ、いろいろ後で聞いて見ますと緩衝帯で伐採した木築、その近隣に随分そのまま放置してあるんだそうであります。後で周りの人が草を刈りに行こうと思ったら、とてもじゃないけどああいう物を置いとっちゃあやれんというふうな事を聞いた事がありますが、緩衝帯を設置する場合は、単なる薙ぎ倒しだけでは緩衝帯としてOKという指導であったんですか。その辺をお聞きします。

議 長 番外谷川産業振興課長。

番外谷川産業振興課長 その緩衝帯の設置の段階では情報を今ちょっと持っておりませんが、おそらくある程度は片付けられておると思います。

議 長 8番圓山議員。

8番圓山議員 それで私が言いたいのは、そういうせっかく緩衝帯を作っていただいて綺麗になった。有害獣が人の目で監視できるようになった、良いことだと思うのですが、願わくば更にそうした伐採した物を粉碎して出来ればその地域の農地に返すなり、もっと有効利用するというふうな関連した事も可能じゃないだろうかと思っているのですが。そうした中でそういう事の出来るような環境を作っていく必要とあらばいろんな備品まで揃えて、どうだというような事を考えていただきたいと思っはいるのですが、この辺は如何でしょう。

議 長 番外谷川産業振興課長。

番外谷川産業振興課長 確かにそれを有効活用出来れば、それに越した事はないと思っております。ただ今の段階で、これと言った案は残念ながら持ってはおりません。

議 長 再質問ございますか。8番圓山議員。

8番
圓山議員 出来ればそういう事を、おそらく中倉地区だけではないと思っております。いろいろな意味で先般も、いろいろな新聞記事を読んでいますと木竹粉碎器というのがあるんだそうではありますが、流木伐採した物をその中に入れるといろいろな粉碎していろいろな物に使える。堆肥にも使えるし環境の美化にもなるし。先般、四国の視察に行った時にも「坂本龍馬脱藩の道」というのがありました。そこは舗装なんかは出来ないものですから、その上に粉碎した木築をですね綺麗に並べてあった。それがパンフレットにしっかり載っていました。いろいろな意味で使える、そういう物を是非とも町として1台、2台購入していただきたい。それは他の自治体へ行けば、もう既に事例はある事でありませう。何で今の時点で、もう遅いじゃないかと言われる今の時点ではありますが、出来れば川本町もそういうものを取り入れていただきたいと思っておりますが、町長さん如何でございますか。

議 長 番外三宅町長。

番外
三宅町長 本町への粉碎器の導入でございます。今ありましたように、これに付きましては有害鳥獣の隠れ場所となるような所の改善。或いは環境整備、また有機農法の推進と、こうした事例を他の町村を見ましても可成り有効活用して進められております。本町としてもこの粉碎器の導入について前向きに検討して参りたいと考えております。ただこれも予算の裏付けがございますので、これからそうした補助事業等も探しながら今年度、導入という方向で対応して参りたいと考えております。

議 長 8番圓山議員。

8番
圓山議員 是非とも、これは早急にお願いしたいと思っております。町長さんの仰るいろいろな6次産業の一環の中にも鴨を飼いたいとかいろいろな話がありました、良いことです。おそらく三原でも協力する方が随分出てくると思っておりますが、その予算書の中にどこかにそういうのが取ってあるとか、というのがないただここで言うただけじゃあ困りますので、出来るだけしっかりとその裏を見せていただいて対応をしていただきたいと思いますと思っております。はい、それでは1番目は終わります。

議 長 以上で「有害鳥獣対策について尋ねる」の質問を終わります。

々 次に、2項目目の「空き家対策について」に対する答弁をお願い致します。
番外左田野まちづくり推進課長。

番外左田野
まちづくり
推進課長

失礼します。圓山議員のご質問のうち「空き家対策について」お答えさせていただきます。近年本町では、人口減少や高齢化の進展等により、管理されない空き家が増加しております。

この対策につきましては、有効活用という視点で「空き家バンク」等に取り組んでおり、定住にも一定程度結びついているものと考えております。

こうした例もありますが、空き家に起因して、倒壊のおそれ等の防災面、街並みが歯抜け状態になる等の景観面、雑草の繁茂やゴミの不法投棄等の衛生面、不審者の居住等の防災面などで支障の増加や発生が危惧されています。

この点につきましては、これまでも議会の場合等において、検討の必要性をご指摘いただいているところでございます。

こうしたことから、町としましても空き家等の適正管理について、対応していく必要があるものと考え、25年度に横断的な課題について、全庁的に検討する事を目的として設置した、まちづくり推進プロジェクトチームの検討事項の一つとして掲げ、条例化についても検討を始めることと致しました。

このような条例化に向けた動きは、ここ数年で様々な自治体で取り込まれており、様々な視点での条例制定も行われてきているところでございます。

こうした中、国会では、議員立法により空き家対策の推進に関する特別措置法案の制定に向けての準備が進められております。昨夏に出されました中間報告で示されている主なものとしましては、空き家の立ち入り調査権の付与、放置すれば著しく危険な空き家の所有者に撤去命令を出し、従わない場合に、行政代執行を実施などの内容となっております。この動きにつきましては、秋に国土交通省中国整備局が行った研修会の中でも紹介されたことから、町と致しましては法整備を待って、それを補完する形で条例整備を行う方が良いであろうという判断しているところでございます。この議員立法につきましては、関係する省庁が多いこと等から調整などに時間を要しているようで、現時点では、法案提出に至っていない状況のようでございます。

町としましては、法制化に向けた動きを引き続き注視するとともに、条例の整備等につきましても検討を深めてまいりたいと考えております。以上でございます。

議 長

再質問ございますか。8番圓山議員。

8番
圓山議員

願わくば出来るだけ早くという事を望んでおります。ただ先般、各自治会を通して空き家の調査等々をされました。それは現状はそうだという調査だけであって、あくまでも所有者の意思も含んだ調査では無かったろうと思っておりますが、その空き家のデータというのは、それはどういうふうに使われたい、どういうふうにするのか。その空き家についても私の方の周りにも随分と増えてきました。それで実際の所有者の希望もいろいろ聞きます。出来ればこうしたい、ああしたい、中には売りたい、いろんな人がいらっしやいます。その所有者のニーズに応えるような方法はないのか。空き家対策で

8番
圓山議員

町に使っていただいて、どうのこうのじゃなしに、もう自分はその家を処分したいと10万でも20万でも良い、町が買ってくれたら離したいというふうな中には人もいらっしやると思うのですが。だいぶ前に私が大田市のホームページ見てたら、大田市のホームページの中に、それが載ってるんですね、不動産の売買が。それは大田市にある不動産業界が掲載しているページであったんですが、そういうふうに不動産業者が間に入って仲介をしている。川本の場合は一切それが無い、何とかならんだらうかっていう相談したら結局、町のアクションは宅建の資格講習を開かれた。宅地・建物取引主任っていうんですかね、という講習会を開かれた。受講者が何人あって何人合格されたのか一向に分かりません。そういうものに対する報告がないものですからね。ただそういう資格保持者があるならば積極的に、そういう売買なり処分なりされれば空き家も無くなる可能性は高いだろうし、次に入ってくる人も嬉しいだろうし、というふうに単純に考えておりますが如何でしょう。

議 長

番外左田野まちづくり推進課長。

番外左田野
まちづくり
推進課長

先ほどありました調査の関係でございますが、あくまで目視という事でご容赦いただけたらと思っておりますが、目視によりまして空き家と判断される物。ちょっと聞きますと、やはり本人さんから言いますと空き家じゃないと、ちゃんと管理して住んでいるんだというふうにとられる事がありますので、ちょっと誤解があるといけません、あくまで目視として空き家として認知した物が326件ございました。そのうち、これもあくまで目視なのですが直ぐに利用可能ではないかというふうに判断出来たものが159件。それから住むためにはある程度の改修が必要ではないかというふうに思われたのが130件。それから大規模な改修が必要であったり、もう既に倒壊のおそれがあるというふうに見られたのが37件、報告を受けております。それで現在はこれにつきまして、最初の利用可能ではないかと思われたうち所有者がはっきりしているもの、又アンケートを送る事に対してご了解をいただいた方にアンケートを行って今後の利用方法について、本人さんが思っておられる思いとかを町の方で聞き取り調査をするようにして、その調査結果を纏める作業を現在しているところでございます。それから今後につきましては今回調査した中で各集落ごと地区ごとに地図にもおとしておりますので、これについては引き続き各集落ごとで管理をしまして、倒壊の危険がある物についてはそれへの対応、又、利活用可能な物については活用出来るようなふうに繋いでいきたいというふうに考えております。それから先ほどありました不動産業者等の活用の件でございますが、先ほど言われましたように宅建講習会を行いました。2年間で延20名程度だと思っておりますが参加していただきましたが、残念ながら合格者は出ておりません。町内にも有資格者は居られる訳ですが、実際に宅建業の看板を上げる為には、いろいろな手続きであるとか保証金が必要になるとか、いろいろな事がありまして、実際に町内で業

番外左田野
まちづくり
推進課長

として行って居られる方は個人も団体もございません。町外、近隣にあります業者の方と連絡等を取りまして今後、例えば売りたいという建物があつた時にどう対処するかというのは現在そういったところで意見交換しながら、より川本町で導入できる方法っていうのを研究を続けているところでございます。

議 長

再質問はございますか。8番圓山議員。

8番
圓山議員

要は目視っていうのは勝手に見て歩く分ですからね。どういうふうに見られるのか自由ですけども、その中での判断、これはもう危険家屋だ、やあこれはもう直さないと使えんとか。それで或る意味、要らん世話だと言えば要らん世話なんですよ。その建物の所有者が出来ればそういうふうに使っていただきたいっていうふうな希望と合致する物、それ以外の物について例えば集落内でもあれは何とかならんだらうかって危険家屋以上の物だっていう物も有ったり、そうすると自治会内に於いては、みんな親切ですから所有者に電話して「ありゃあ何とかしちゃんさい」とは言うんですが、場合に依ってはその所有者が「要らん世話だ、放っておいてごせえ」とか、ぞんざいな方もいらっしゃいまして、そういうやり取りを聞いてますとね、例の境港のような条例というようなのがどうしても必要なのじゃないかと。一応、所有者と折衝はするものの、その所有者がそれにぞんざいに投げ捨てたような言葉が返ってきますとね、こっちの善意が全く伝わっていない、そういう建物が有る事に依ってやっぱり周知に危険を及ぼす、害を及ぼす可能性がもう十分有るっていうふうに判断された場合は、行政としてもっと強く言えるものがないと如何だろうという事で、僕はその条例の制定をやっぱり望んでいる訳なんですけど、それは結局、所有者にそういう意見をすけれども聞かない場合は行政が代わりに解体をして、その費用を所有者に請求する事が出来る云々というふうな事も有ろうかと思えます。条例の中にね。出来ればそういう条例をいち早く出来れば近隣の住民の煩わす事無く、もっと綺麗な清閑な地域、環境も美化出来るであろうし、安全な町づくりが出来るんじゃないだろうかと思っておりますが、その今検討中であるとか条例が出来るという前提で検討中で有るといふふうな返事をいただきましたが、出来ればもっと今、目視された中から有効利用されるその所有者のニーズと一致したものが何件あるかっていうところまで私はお聞きしたいんですけども、如何でしょう。貸しても良いとかね、言われた。

議 長

番外左田野まちづくり推進課長。

番外左田野
まちづくり
推進課長

現在、アンケートの回収をして取りまとめ作業中ですので、ちょっとその件数までは未だ押さえ切れておりません。これにつきましては実際に可能などころについては順次、実際の貸していただけるような交渉もしていき

番外左田野
まちづくり
推進課長

いと思っております。また、数字等をお示し出来る状態でしたらお示しいた
いと思っております。それから条例案件につきまして意見をいただきました。境港
市が今回ちょうど同時期に開かれております議会に出しておられる条例案件
かと思っておりますが、これにつきましては川本の方でも検討させていただきました
他の市町村の先行事例等の案件と、ほぼ川本町でも参考として案を作って
おりましたが、それとほぼ同じ内容だというふうに考えております。それで
先ほど言いましたように国の状況が立法化に進んでおりますので出来ればそ
れと併せてと思っておりますが、それがあまりにも時間が掛かるようで町独
自に動きが必要だというふうに判断した時には、また条例制定等も考えてい
きたいというふうに考えております。

議 長

再質問ありますか。8番圓山議員。

8番
圓山議員

あくまでも個人の財産ですから、それを町が使うんだと町の為に何とか提
供してくれと言ってるのか住民の方から自分の財産を何とかしてくれと差し
出したものなのか、その辺なんです。だから町が、町の施策の為に使わせて
くれと言っている以上は、やっぱりそれなりに或る意味では所有者のニーズ
に応えてあげたいなと思っているところであります。その辺を何て言います
か、難しい線かも分かりませんが、十分に配慮していただきたいと思ってお
ります。それで、この質問は終わります。

議 長

以上で「空き家対策について」の質問を終わります。

々

3項目めの「保安林と文化財について見解を確認したい」に対する答弁を
お願い致します。番外杉本教育課長。

番外杉本教
育課長

そうしますと、圓山議員のご質問のうち「保安林と文化財について」にお
答えを致します。

議員ご指摘の、三原地区丸山山頂にあります丸山城跡は、平成6年に教育
委員会が指定した有形文化財でございます。「川本町文化財保護条例」及び
「施行規則」により、その保存に係る取り決めがなされているところでござ
います。また、平成9年に制定された「丸山城跡整備保存計画審議会条例」
により審議会が設置されております。これに基づき、町長からの「丸山城跡
の発掘調査に伴う遺跡の保存と整備活用計画」についての方向性を求める諮
問により、審議会が開催をされているところでございます。平成11年に出
された答申においては、史跡の保全整備について、「遺構は歴史的価値とし
て残せるものについては、文化的遺産として保存や保護を優先して行うこと
が望ましく、観光のための安易な復元や整備は行わず、あくまでも歴史的背
景に基づく整備を心がけることが大切である」とされております。また「自
然環境を考慮した最良の方策で行うために、専門家の意見を聞くなどして整

番外杉本教育課長 備を行うなど、慎重な対応が必要である」と答申をされております。

これにより、今後の具体的な施策につきましては、専門家等による現地調査の上、この審議会に諮り、決定されることとなっております。

なお、丸山は、平成7年及び11年に干害防備保安林及び保健保安林に指定されております。また、森林経営計画区域になるため、樹木を伐採する場合には、町を通じて計画変更を届け出た上で、県から許可を受ける必要があります。ただし、倒木や枯死木などの一部の立木については、森林法施行規則に認められている範囲で、許可を得ず伐採できる場合がありますが、この場合においても、町への連絡が必要であるというところがございます。

町の担当課は、文化財については「教育課」、保安林等については「産業振興課」でございますが、丸山城跡付近の整備につきましては、審議会からの答申のとおり、文化的遺産として現状維持を原則とするため、窓口は「教育課」とし、審議会の調査により樹木の伐採が必要であると認められた場合には、産業振興課を通じて県の許可を得たうえで樹木の伐採を行い、文化財を保存、保護していくこととしております。

議 長 再質問ございますか。8番圓山議員。

8番圓山議員 今仰ったような事は、実際になされていますか。産業審議会を通して、そのように管理していく、なされていますか。

議 長 番外杉本教育課長。

番外杉本教育課長 今現在、地域の方のご協力に依りまして、草刈り等々の伐採をしていただいているところでございます。これは平成11年に先ほど言いましたように出された丸山城跡の保存及び整備計画の答申というものがございまして、この中にも散策道につきましては、一定程度の期間において草刈りの必要があるという事がございまして、大きく樹木が伐採されるというところにあっては、当然こういった手続きが必要で有ろうというところではございますが、現在はこの答申に基づいた取り組みがなされているというところでの把握をしております。

議 長 再質問はございますか。8番圓山議員。

8番圓山議員 仰るのは分かりますが、あの地域においてそういうボランティア団体がありまして、去年辺りからポチポチといろんな活動の一環の中で遊歩道の草刈り等々やっております。その団体は皆ボランティアでございまして、気まぐれな人ばかりの集まりでございまして、何月何日って言ってもなかなか人が集まらん、全員相談してじゃあ次の日曜日、とんでもない。そういうふうな団体の集まりでございまして、しかしやっぱり熱い思いを持った人ばっか

りでございますので、本当に誠心誠意、奉仕をしていただいております。そうした中で先般、遊歩道の草刈りの延長から要はその史跡の分に対して自然に直径2センチ3センチというのが完全に密集しております。これを切っちゃあいかんのかというふうな話をしましたらね、それは文化財ですよ保安林ですよ切っちゃあいきません。その折衝にあたった人間は教育委員会に行ったり産業振興課に行ったり地域整備課へ行ったり。1番議員さんが仰った各課の連携はないんですね。「それは、あっちですけえ。これは、こっちですけえ。」というふうに振り回された実情もあります。だからそういうひとつの保安林、同じところですからね。この物に対しては統一見解をピシッとやっぱり出す必要があるかと思えます。これは町づくりも一緒だと思いますよ。町づくりの中で町の文化財をこういうふうにするんだというのは方向を付けてもらっても私は良いと思っています。ですからそれを私はどこで行きやあ良いんだと、あっちにこっちに行かにかあ如何かと。原則、保安林の中には私は文化財があるんだというふうな解釈をしております。じゃあ保安林の定義縷々有りますけれども10番目ですかね健康保安林、ひとつの森林セラピーみたいな項目も書いてありました。地域の環境、誰がこれは、やるんですか。地域の人が、やるんですか。やっぱり保安林の定義の中にそういう項目があつて尚且つそういう看板が立っております。ならば、これは実際はどこがやるんですか。この山は、どこの山ですかって聞かれた場合には町有林ですかね、町の責任だろう。まあ誰もそこまで言いませんけれども、やはりそういう看板を掲げてやっている以上は、そういうふうにもやってもらいたい。もう一点、例のNHKで流された放映がありますよね、未来に残したい島根の遺産か何かだったですか、その時に流したのが川本町は丸山上を未来に残したい遺産だと言って放映したんです。放映してもらったんです。ところが、その時に出てきたメンバーというのが、もう殆ど今は居られないような人ばかりでしてね亡くなった方が放映されている。それは平成8年ぐらいに撮られた収録されたビデオだったと思いますが、未だ現在おそらくNHKでは、それは持っていると思います。それを川本町はテレビで流したんですよ。これは将来残したい川本町の遺産だと。それで今いろんなフェイスブックだ何だかんだありまして掲載される方がありまして、いろんな悪口がそこに入ってくるんです。先般、行って見たらとんでもない。あんな山の中を誰が管理しているんだとかね。そう言われてみればそうですね、行ってもぜんぜん眺めも悪いし木ばかり立ってて、そういう事にうれいたボランティアがね、その辺を切ったんです。それで大きな木は切ったらいかん。こまい木なら良いというふうな許可をいただきましてね、その大きい小さいというのは、どうも年数だそうですね。25年未満は良いとかいうふうに言われたんで「ああそうか」という事で、それに従ってあそこは綺麗に伐採しました。ただ中には大きな枯れた松も有ったりしましたが、「これも対象か」って言ったら、「それはどうですかね」っていう話もありましたが、これは明らかに25年以上は経ってますが危険な松枯れ、そういうのもあり

8番
圓山議員

ました。それで随分とロケーションも良くなって何人か好きな方がいらっしやるんでしょうね上がって来られまして、県の職員の方も上がって来られた方もいらっしゃいました。自分はそういうのが好きなんだと言われましたが、確かに本当に良いロケーションなんです。少しマスコミなんかで話題になった竹田城たけだしじょうって言うんですか、竹田城ちくでんじょうって言うんですかね。雲海が見える城跡って。まったくそういう似通ったロケーションなんです。観光協会が片やいろいろ売っていただくのも良いんですが、何にも無い所をどんどん売っていただいてね、行って見たら何にも無かったと。川本町の観光協会は嘘を言っているじゃないかって言われたら困ると思うのですが、併せて観光協会に対する意見も出来る立場の方はこの辺のご返答を願いたいところでありまますますが、併せ持って今からどういうふうにしようかという事をお聞かせ願いたいと思っております。

議 長

番外杉本教育課長。

番外杉本教
育課長

私の方から、ご回答を致しますが、平成11年に出された答申の中に於いても、遺跡に関する活用という部分が記入が表記がございます。この表記を読み上げますと文化財は広く一般に開放され遺跡の性質や歴史的背景を学び地域の来訪者に親しめられる事が大切なので、単に史的の保存整備を行うのではなく、整備後における史跡の活用による波及効果を地域と一体で考える事が大切である、というふうに明確明記がしてございます。それ以外にも教育面でございますとか、その他の見学者に対する取り組みであるとか、そういった事が明記されてございますので、基本的にはこの示された答申に基づいた取り組みを関係各課と協議していきながら進めていきたいというふうに思います。

議 長

再質問ありますか。8番圓山議員。

8番
圓山議員

確かにそういう事なんだと思うんですが、私が聞きたいのは例えば、保安林全体の中で頂上部だけ部分解除して、この辺は教育委員会が守るんだというふうな見解まで、或る意味では欲しいんですね。だから保安林全体が保安利の部分が、いわば頂上部分、この辺は保安林を部分解除して、ここは教育委員会が地域の資源として文化財として守るんだというふうな答えは出ないでしょうね。はい、出来ればそういうふうな方向まで検討はしていただきたい。それで今は幸いボランティアが動いています。それでそういう人たちを腰を抱くというのでもないですが、何らかの形で後押しをしていただいて、もうちょっと上手に使う方法があれば、この辺も各課で頭を絞ってどこか一点にして押していただきたいと思う。それで地域整備課の課長さんも黙っておりんさるが、おそらくぜんぜん関係ないエリアではないと思いますので、この辺も併せてよろしくお願いを致します。そうですね、何かこの返事がい

8番
圓山議員 いただければ有り難いんですが、時間は後5分で終わりますので、お願いします、はい。

議 長 番外杉本教育課長。

番外杉本教
育課長 仰られるのは非常に分かる話でございます。2つの要素がございます。保安林という要素と、文化財としての要素がございます。これが例え保安林という事が無くなったとしても、これは貴重な文化財であるという事には間違いないという事になっております。文化財という意識で見ますと基本的には現状を残すという事が大前提でございますので、そこにはですね、そこに有った樹木も含めて文化財という事を指定しているところがございます。大規模なそういった伐採等々に係るといふところにあつては、先ほど言いましたように審議会の答申にあるところを参考にしながら、また必要に応じて町長から諮問がありましたら、その審議会を開いてどのように保存・保護していくかといふところも検討しながらそういった作業をしていきたいというふうに思います。

議 長 8番圓山議員。

8番
圓山議員 いずれにしても現状を変えてはならないと言いながら、例えばこのくらいの樹木が立っていると、これも切っちゃいかんというような縛りがある疑問。もうひとつは平成8年の調査の時には綺麗にしたんですよ。それから後、生えてきた野良ばえ、それが石垣の間に入って石の形状を変えたり、当然そういう事があっちゃあ望ましくないと思うんです。ですから或る意味で現状を維持するというのは、それなりの管理というのは当然必要であろうし、それで尚且つ平成8年の調査した後の綺麗な状況をねマスコミで流してやっている、これは半分、詐欺みたいなもんじゃないですか。まあ別に金銭の動きはないから良いですけど、こういうのがありますよとアピールしながら、行って見たらぜんぜん何も無いと。これは如何ですわ。それはやっぱり少なくとも言ってる物に近いものを作っていないと、おそらく観光協会も困ると思いますよ。どんどん売り出していただいてね、人が集まる。行って見たら何でも無い。もう、^{ひんしゆく}顰蹙を買うばかりです。行って見たらやっぱりそれなりに管理はされているなというものでないと、私は町全体、皆さん方が一緒になって詐欺行為を働いているように言われたくないものですから。出来れば放映されたように、そのぐらいまでは何とか維持していただきたい。その維持をする事に対して手伝おうというボランティアが居るんですから。大いに使えば良いじゃないですか、というふうに考えております。終わります。

議 長 これをもちまして、圓山議員の一般質問を終わります。

議 長

ここで暫時休憩を致しまして、午後 1 時 0 0 分より再会を致します。

(午前 1 1 時 5 7 分)